

都市戦略整備委員会記録(No.21)

1 日 時 令和8年1月22日(木)
午前10時00分 開会
午前11時18分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委員長	森 結実子	副委員長	中 島 隆 治
委員	佐 藤 栄 作	委員	田 仲 常 郎
委員	片 山 尹	委員	成 重 正 丈
委員	山 崎 英 樹	委員	山 内 涼 成
委員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市整備局長	持 山 泰 生	総務用地部長	井 上 尚 子
総務課長	平 野 伸 治	道路部長	北 島 徳 隆
道路計画課長	楠 根 経 年	河川公園部長	竹 島 久 美
みどり公園課長	稲 木 禎 徳		外 関係職員

6 事務局職員

委員係長 伊 藤 大 志 書 記 山 下 絵 美 理

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	公共インフラの適切な維持管理・整備について	都市整備局から別添資料のとおり説明を受けた。
2	第2回皿倉山滑り台あり方検討会議の報告について	都市整備局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（森結実子君）開会します。

本日は、所管事務の調査を行った後、都市整備局から1件報告を受けます。

初めに、所管事務の調査を行います。

公共インフラの適切な維持管理・整備についてを議題とします。

本日は、第一回雑草対策のあり方検討会議の報告について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。総務課長。

○総務課長 それでは、第一回北九州市雑草対策のあり方検討会議について御説明いたします。

資料を御覧ください。

近年の気候変動の影響などにより、草の繁茂が以前より勢いを増していることや、除草にかかる費用が高騰していることから、中長期的に持続可能な仕組みの構築に取り組む必要があるため、基本的な考え方を整理した北九州市道路・河川・公園雑草対策基本戦略を策定することとしています。

基本戦略の策定に当たり、専門的な知見を有する方々から意見を伺うため、第一回北九州市雑草対策のあり方検討会議を開催いたしました。

1、開催概要は記載のとおりです。

検討会議当日にお配りした資料につきましては、市のホームページに掲載しております。また、同じものを添付しておりますので、詳細は後ほど参照ください。

2、検討会議の内容です。

事務局より、検討会議の資料に基づき、雑草対策基本戦略の背景と必要性、基本戦略の核心と4つの柱、現状から考えられる今後の取組などについて説明を行い、構成員の方々から意見を伺いました。

当日説明した概要について御説明いたします。

基本戦略策定の背景と必要性について、検討会議の資料では3ページから11ページに記載しておりますが、近年の気候変動の影響などにより草の繁茂が以前より勢いを増していることや、除草にかかる費用が高騰していることから、従来のやり方のままでは維持管理が困難になっており、まずは当分の除草水準を確保するため、財政負担の最適化を図った上で、中長期的に持続可能な仕組みの構築に取り組む必要があること、また、基本戦略の核心と4つの柱については、検討会議の資料では13ページから14ページに記載しておりますが、効果的・効率的で将来の負担増加を抑えられる仕組みを構築するため、1、メリハリをつけた管理、2、総合的雑草管理の考え方の導入、3、協働の再設計、4、効率化、新技術等の導入の4つの柱を基本として取り組むこと。現状から考えられる今後の取組などについては、検討会議の資料では16ページ以降に記載しておりますが、4つの柱に基づく取組の方向性と基本戦略の策定により、温暖

化の影響下でも安心して暮らせる安定した維持管理の実現などを旨とする。また、道路、河川、公園それぞれの機能や役割、現状と課題を踏まえ、あるべき姿とその実現に向けた対策や取組の方向性について説明を行いました。

3、構成員からの主な意見です。

より大型で再生力の強い外来植物の雑草が入ってきている。雑草については、データを分析して、それに基づき対策を立てることが必要。新しい手法を導入する際には、場所や期間を明確にするために実験を行い、それをフィードバックする必要がある。そのほか、他自治体の事例紹介や様々な技術的助言などをいただいております。

なお、従来のやり方のままでは維持管理が困難になっていることを踏まえ、当分の財政負担の最適化を図った上で、中長期的に持続可能な仕組みが必要であることについて、構成員間で共有していただいております。

4、今後の進め方です。

2月上旬に、構成員の意見を踏まえ、基本戦略の中間取りまとめと第二回検討会議の開催を予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） まず、私から何点か質問させていただきたいと思います。

今回、第1回目の在り方検討会ということで、実際に私は傍聴に行かせてもらいました。成重委員も参加されていたんですけども、雑草に関しては、資料にもあったとおり、市民からの問合せや要望が多い生活に近い問題であったため、この問題を取り上げたことはすごくよかったなと思います。その一方で、資料の中にもあるんですけども、市長の予算が減らされたから草がすごく伸びているのではないかという問合せもいただいたことがあるように、今回、予算も示されていて、実際は予算はほとんど減ってなくて、結果として、今回日照時間だったり、地球温暖化の気温が上がってたりとか、雨の回数とか、こういったところで、特に日照時間が大幅に増えていると。この直近5年を見ても、ここが大きく影響して草がどんどん伸びてしまっているということが、これは先日、名古屋市にも行ったんですけども、もう単純に行政の負担が増えてしまっている社会的な変化だと捉えています。

その上で、今回資料の中で、公園に関しては市が管理していて、回数を増やしてほしいなどの相談があれば個別に切ったりとか対応していると思うんですけども、結果として都度都度対応することによって、計画的に、効率的にすれば、費用だったり回数も抑えられる部分もあります。そういった点で、今市が公園の回数のところを見直しとして2回から3回にと書かれているかなと思うんですけども、ここはすごくいいのかなと思うんですけども、実際回数が

増えるのは市が管理している公園だけなのか、河川を含め、道路も、全体の公園の草刈りの回数、ここが具体的に道路は何回で、公園は何回でとか、全部1回ずつ増えると思っていいのか、このあたりをまず1点教えてください。

○委員長（森結実子君） 総務用地部長。

○総務用地部長 今、めり張りのある管理の部分のお話をさせていただいたと思っております。私どもとしましては、今回は先ほどの地球温暖化に関するデータですとか、様々な市民の方の御意見などをいただいた実績などを素材としてここでお見せして、そして、構成員の方の議論、御意見、御提案をいただくという趣旨でこの資料を皆さんに提供させていただいているところでございます。そういった中で、皆さんのお話をまとめると、こういった在り方も考えられるんじゃないだろうかというお話を載せさせていただいているということで、今具体的にどこをどうというお話ではなくて、これから皆さんの御意見、御提案をいただいて、そして様々なお話をもっと聞かせていただいて、そこから方針をどんどん考えてまいりたいと、そういうことでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） このあたりが私もちよっと疑問に思っているところで、今回第1回目でありながらも、回数のところとかは、例えば除草剤という言葉も市がつくった資料に盛り込まれていまして、また、有識者のメンバーにも除草剤を使う専門家の方も入っています。今から専門家に話を、第三者委員会に意見をもらいながら話し合っ、まだ結論ではない、私もあり方検討会議を開くという時点で結論ではないとは理解しているんですけども、一方でこの最初の資料は市がつくって、会議のメンバーも市が決めていると考えれば、市はある程度こういったデータに基づき、除草という手段も必要だなと思ったから除草の専門家も入れたという認識でここは間違いないでしょうか。

○委員長（森結実子君） 総務用地部長。

○総務用地部長 資料の中に、化学的防除というようなお話は載せさせていただいているかと思えます。そういった総合的雑草管理という考え方が世の中にあるということで、こういったものも素材の一つとして考えるに当たっては、専門家の方の意見を聞きたいというのがありました。ただ、化学的防除だけを聞きたいとかそういうことではなくて、全般的なことを聞きたい、私たちの知らないことを聞きたいということで、様々な御意見、御提案をいただきたいと。私どもとしては今は本当にニュートラルな気持ちでございますので、そういった意味合いで、なるべく専門的な意見、御提案をいただきたいということで、予断を持ってそういった人選をしたり、こういったところに掲載したということではございません。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

今説明にあったとおり、何人かいらっしゃる委員の中で、全員が全員、除草剤を使おうと積

極的な方ばかりではなく、むしろ慎重な御意見などいろいろな意見があつて、すばらしい議論であつたと、見た私としては感じたところではあります。

今回専門家の方のお話を聞いたように、他都市でも、例えば道路とか、住まいに影響がないような中央分離帯の草が生えてしまう目地のところとかに部分的に除草剤を使つたりとか、そういった自治体の事例も取り上げられていました。使つたときの効率性っていうのはとても高いということも話されていまして、もちろんたくさんの方がいて、元気でどんどん草が刈れるような状況だったら、今こういった除草剤という議論は積極的になくてもいいのかなと個人的には思っています。

実際に今回公園のことを言いましたけれども、市民の要望として、公園の草というのがどうしても多いわけですよ。資料の中にも公園の回数のことにも触れていて、まだ案だと思ふんですけど、増やす方向で議論されるのであればいいなと思つている一方で、そもそも市の公園っていうのは1,700近くあつて、市が直接管理している愛護会がない公園、これがたしか、公園愛護会などのボランティアさんで成り立っているのが1,100ぐらいあつて、もう過半数が住民に管理してもらっている公園ということです。正直、市が管理しているほうが少ないことを考えれば、市がこの2回を3回にしようが、4回にしようが、住民の負担というところは変わらなくて、今回公園愛護会のところは、まずはアンケートを取つて実態を把握したいということで、まだそれを踏まえて今後の検討ということなので、今後、恐らくきついついてというのが当たり前に出てくると思います。雑草の問題だけじゃなく、そもそも公園、草を刈るスペース、広さ、面積をどうするかっていう議論が、草だけの会議だから伸びてしまう、切らなきゃの議論しかなかったんですけども、そもそもやはりもうマンパワーとお金が足りないわけですよ。正直、私はこういったハードに関して、国の補助だったり、地方交付税はいずれ限界が来ると思っていますので、地方でも歳出抑制は必ず必要になってくると思います。

ですから、効率性を上げる除草剤ももちろん一つの手段と思つますし、やはり今後、これは要望なんですけれども、切らなければ生えてしまう面積をどうするか、そこが一つ防草も今出てきていると思つます。

ただ、生えそうな場所をどんどん減らす、今回委員の方からも御意見があつたのが、そもそも郊外地の道路際にある植樹帯って要るんですかという御意見があつたときに、市が緑の基本計画に緑を植えようということを定めているから、当たり前にとどのエリアにも植樹帯を造っているんですよというお話がありました。この木の根の部分というか、街路樹の下のところはどうしても草がぶわっと生えてくる光景をよく見るんですけど、例えば福岡市の都心部だったら、そこをもう固めてしまつて、木しか生えていない。一方で花壇はめり張りをつけてきれいにしていたりとか、やはり景観を考えれば、きれいに管理するのであれば植えて、管理できないところはもう生えないようにする。このめり張りがやはり景観としてもいいですし、管理もしやすいんだと思つます。緑の基本計画で植えていると言いながらも、この雑草の議論をきっかけ

に、そもそも緑を植えなければいけないエリアの植樹帯についてが1点と、それと生えてしまう公園、今公園変革で統合、集約のことも案に上がっているかと思えますけれども、これと併せて議論をしなければ、何かただ単純に今の生えてくる面積を維持しながら、もう無理だから、どんどん除草剤を使っちゃおうみたいな議論にならないためにも、そもそも生えるエリアも減らさなければいけないというのは、ここは併せて御検討いただきたい。

これは、草の生やし方をどうするかという部分的な議論だけではこの検討会議ではなかなか難しいと思いますので、緑の基本計画の植樹帯への質問があったように、市も公園変革の担当だったり、そして、植樹帯、緑の基本計画を担当している部署だったり、全ての、もうちょっとふかんした全体の議論ができるようなあり方検討会になってほしいなということを要望させていただきます。

あともう一つ、除草剤について、これはもう要望させていただきたいんですけども、今回バランスのいい議論であったと思うんです。除草剤の安全性が実はイメージとは違う安全性の説明だったり、一方で今まで前市政が除草剤をやめたという経緯を踏まえれば、不安に思う御意見がある、両者あって私はよかったと思います。除草剤が怖いという御意見もいただくと思うんですけど、一方で除草剤を使うのを全然気にならないという声、これは拾ったことはないと思うんですけども。なぜこういうことを言っているかという、ホームセンターに除草剤って売っているんですよ。使われている方は、実はわざわざ言わないけれども結構多いのではないかなと思ってまして。というのが、何年前か、あのビッグモーターさんが除草剤を使って、公的な資産である街路樹を無断で伐採してしまうという、全国的にも問題になったんですが、そのときに、たしか市販されている除草剤が用いられたとニュースにありまして、そういったニュースがあったときに、例えば私の親とかは、ああ、むしろあの除草剤ってそんなに効くんだと聞いて、すぐにホームセンターに買いに行って、私もあの除草剤を使おうと言って、そんなに効果がある除草剤だったら使いたいと言っていた一市民なんですね。

そういった人もいるように、除草剤使いたい活動なんてしないんですよ、別にうちの親とかは、ただ、必要があれば使おうかなと思う。嫌だという声は届きやすいと思うんですけども、別に使っても気にならないよという声というのは、わざわざ行政に使ってくれと言わない市民も多数いると思っていますので、どうしても嫌か嫌じゃないかといったら、嫌な声って集まりやすいと思うので、やはりこういうエビデンスも日照時間とお金と、もう草が生えていい町を望むっていう市民は私はほとんどいないと思っています。交通標識が見えなくなったとか、車でも、人が歩いていても危ない道がどんどん増えているというのは、市民の皆様だけではなく、私も実感がありますので、これが必要に応じて人体に問題がない程度の除草剤で管理されるのであれば、理解する市民はたくさんいると、私も代表してそこは申し上げたいと思います。なかなかここは、これまでの経緯を考えれば、市が積極的に踏み込むことは難しい部分であったらと思うんです。ですが、こういった予算と、時代とともに、日照時間や気温の変化が起

きている現状、市民も今後、公園愛護会のアンケートも来て、もう無理だという声、こういったところも総合して、厳しい判断かもしれませんが、面積を減らすこと、それと、効率性としての除草剤の手段、ここは市として、御意見も大事ですよ、御意見も大事なんですけれど、最後は市が判断して理解を求めていく。専門家が市の方針を決めるわけではないから、あくまで御意見だから、最後は市が決めて、それを有権者である我々が理解できるかという、これが大事な民主主義の流れになってきますので、市ができればボールをある程度持っていてほしいなど。

今回の座長は、委員会のメンバーなんでしょうけど、先日の市長会見においても、除草剤を使うことに対する意見を市長が求められたときに、ちょっと理解というか、積極性に欠けるような発言だったり、ボールは僕たちにありません、知りませんというような御意見、発言がありました。できればここは市としてこういった課題を受け止めて、それも1つ選択肢にあるんだという、若干ニュアンスの違いですけども、市としてイニシアチブを取って、除草剤とか、面積を減らしていくとか、どう持続的な維持管理になるのかというところは市が持っていてほしいなどということは要望させていただきます。早くここは結論を出さなければ、今後の予算、来年度の予算にも関わってくる部分、実効性が早く求められる部分だと思いますので、まず案を聞きながらだけでなく、来年度から新しい方向で。

ここだけ最後教えてください。来年度の予算である程度この検討会の考えを反映して進められる予定はあるのでしょうか。

○委員長（森結実子君） 総務用地部長。

○総務用地部長 私どもはデータを作成していく中で、先ほどおっしゃっていただいたような地球温暖化がやはり北九州市でも進んでいるというようなデータを見て、ああ、これはやっぱりなかなか現状維持もままならないなどということは考えておりますし、今回、検討会議の中で構成員の方に共有させていただいたところです。

検討会議がこれからどういった方向に考え方をまとめていくかというのは、先ほど申し上げたとおり、まだまだではございますが、今の現状を鑑みて、当分の財政負担の最適化ということも資料のほうにも書かせていただいています。そういったことも踏まえて、いろいろと今協議をしているというところではございまして、検討会議は検討会議で進めていきたいと思っておりますし、私も今現在ニュートラルな立場で話をたくさん聞きたいと思っているので、こういった答弁になりましたし、今の段階で、例えば公的なところで、定例会見などもそうなんだと思うんですが、そういったところで聞かれたら、やはりそこはもう予断を持たないというような言い方をしていきたいと私ども事務局としても思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 力強い答弁をありがとうございます。

やはり市政全般で気になるのは、在り方検討会という名前の会議体がとても多く、市政変革とともに見直しのたびに増えているんですね。この在り方検討、検討することによって、結論、決断が延びてしまうっていうことを私は危惧しています。予断を持たないとまではっきりこの危機感を示していただきましたので、検討会を何度もすることによって、まだ結論が出ないのでとって遅れてしまうのではなく、予断を持たないのであれば、もう2回目でもいいです、市のもっと厳しい情報も入れてもらって、これで行きたいんですと。そして、市民に発表して、もう来年度予算にでもすぐ実行してもらおうような、スピード感のある、予断を持たない、私も同じ認識ですので、今後の市の決断を期待して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。成重委員。

○委員（成重正文君） 私もあり方検討委員会を傍聴させていただきました。本当に勉強になりました。知らないことばかりでありました。

この構成員の方の、除草剤、植物調整剤のこの方の話は衝撃的でありまして、この方にもう一回北九州市に来ていただいて、どこかで講演をしていただくとか、もっと市民の方に除草剤の安全性というか、それをもうちょっと知っていただくほうが早いのではないかなと思いました。

それと、この方と、緑化協会の理事の方も、その使い方とか、そういうのをまた教えてほしいというのがありましたので、そういうところから入っていくのがいいのかなと思いました。

それと、カタマススペシャルも見に行きました。雑草が本当に生えていないんでびっくりしまして、相当効果があるなと思っていました。ただ、予算的なところと、安価に済むところと、雑草が生えない仕組み、沖縄県の話もありましたけども、完全に切ると雑草は生えようとするけど、半分なら半分カットすると、ああ、自分たちはまだ生きているってことでなかなか伸びないっていう話も初めて聞いて、本当に効果があるなと思いました。限られた予算の中で、北九州市が雑草で去年本当に大変だったところを、少しずつ改善できたならなと参加させていただいてそう思いました。今後、きれいな町になればと思いましたので、私はもう要望も何もありませんが、ただ、そういうふうになればいいなと思いましたので、よろしくお願いします。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） この草刈りなんですけれども、私たち住民が衛生的で安全で安心に、そして、快適に生活をしていく上では欠かせない予算であるし、私は最優先の行政サービスだと思っております。ですから、限られた予算の中で、財政負担の最適化を図るということも言われているんですけれども、この予算を拡充していくということは、私たちの今言ったような快適で安全・安心な生活を守っていくためには必要な経費であり予算だと思いますので、ここを拡充していくということに対して市民の皆さんは大賛成だと思っております。

草刈りだけではいけないんだということで、カタマススペシャルとか、新しい技術も活用しながらやっていますということなんですけれども、草刈りだけでは駄目だということについては

従前からもう分かっていることでありますし、だからこそいろんな取組をやってきたわけですよ。ただ、温暖化も進んでいるし、物価上昇で膨張圧力があって、除草コストが高騰していますよという中では、やはり根本的な解決方法としては予算を拡充して、回数を増やしていくということに尽きるんじゃないかなと思っています。

名古屋市で視察をした際も、名古屋市の職員さんも同じようなことを言っていました。回数を減らしたこともあったと、予算を減らしたこともあったけれども、やっぱり結果的には予算を増やして、回数を以前のとおりに戻したんですっていうようなお話もありましたので、いろいろ工夫をされたり、いろんな実証をされるということは非常にいいことだと思うんですけども、僕としてはここはしっかり予算を拡充して、回数を増やしながらか、適正な維持管理をやってもらいたいと思っています。

それと、もう一つ期待したいのが、この協働の取組についてなんですけれども、これから再設計していきますということでもあります。ぜひ新しい取組、枠組み、いろんなものを検討していただいて、新たな担い手をしっかりと確保していくような方向を力強く進めていただきたいなと思います。僕もいろんな地域ボランティアとかに参加していますけれども、何か市のために役に立つことはないかっていうことで、いつもボランティア先を探しているような団体もたくさんいますので、そういう潜在的に眠っている新たな担い手になるようなところに対してしっかりとメリットを示しながら、新しい協働も見つけ出してもらいたいと思いますので、頑張ってください。終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 本市を訪れる方々にとって、やはり第一印象ということでこういう雑草対策っていうのは大きな問題、大きな要素になってくるとは思っているんです。

ただその一方で、当初予算、それから、補正予算も含めて、それを全て超えている決算額になっているという状況を考えると、いかに効率よくこの予算を消費していくのかということに尽きるんだと思うんですよ。

今、除草も含め、そして、防草も含めて、防草として面積を減らしていく、草刈りの面積を減らしていく、そして、あと草刈りでどこまでやれるのかというところで模索が始まっているんだらうと思っているんですけども。今の段階でそれぞれの意見を聞いて意見集約していくという立場は、私はいいと思うんですけども、ただ、今後の課題として、これをじゃあ市の中のどこに落とし込んでいくのかっていうことだらうと思うんです。検討会議で議論をされた、そして、様々な情報を収集した、じゃあそれをどうやって実行に移していくのかということは、これはチームがないと駄目だと思うんです。もうあえて言えば除草対策というのは、これ本当に検討する検討会議みたいなのが市の中にないと駄目だと思うんです。そういうチームを絶対につくるべきだと思います。

例えば、カタマススペシャルがどこまで有効的なのか、目地の部分をどうするのかといったと

ころも踏まえて、目地はじゃあこれを使いましょうとかということは市の中の検討が必要だろうし、そうしないと面積を減らすという意味での効率性は保たれないと思います。私は市の中に検討チームを絶対につくるべきだと思っています。

それともう一つ、包括管理型というところでの議論がされていました。私も沖縄方式を取り入れるべきだということを常々言ってきましたけれども、沖縄は40センチ伸びたら切るんです。それを民間の業者に委託しているんですよね。エリアを切り分けるという作業は必要だろうけれども、これが実際に民間に委託した場合にどれぐらい費用対効果が望まれるのかというところも検証すべきだろうし、そこも含めて、やはりチームの中でしっかり議論してみるべきだろうと思っています。

もう一点要望したいのは、植樹帯です。

植樹帯も今規制がいろいろあって、私はごみステーションに利用できないかということを行ったときには、これはやはり植樹帯としての一つの役割があるんだからということで、絶対規制を緩めようとしませんよね。こういう規制を緩和することによって、植樹帯に繁茂するところ、これをカタマスペシャルで一定程度埋めてしまって、ここをごみステーションにすれば、ごみボックスを置いても汚れないんですよね。そういうところも含めて、街路樹の利用の規制緩和も進めていく必要があるんだろうと思いますので、様々な議論を市のチームとして、していただきたいなと思っていますので、そこは要望しておきます。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。中島委員。

○委員（中島隆治君） 防草対策の中で、新しい防草方法の導入について検討とありましたけれども、先ほどからも特に言われておりましたけれども、目地の部分とか、また、舗装の隙間から発生する雑草とかについては、これを除草してもまた再発を繰り返すというケースが多いので、そこは抜本的な対策というのは求められているのではないかなと感じております。

その中で、先ほどから話が出ているカタマスペシャルとか、そういった民間企業においても工夫を施した防草対策とか、維持管理の負担を軽減させることを目的とした様々な資材とか工法の研究開発が進められていると思っています。

そういった意味で、従来の対策とは異なる発想の技術の活用というのは非常にこれから求められてくると思いますし、大変重要なことだと思っていますので、こうした民間の技術の開発の動向を幅広く調査、把握して、例えば実証的な実験とか試行的な導入をして、コスト的にどうなのか、また、その効果はどうなのかっていうのを試していく仕組みというのも重要じゃないかなと考えているんですけれども、そこはあり方検討会議の中で議論されたのか、今後の方向性も含めて教えていただきたいと思っています。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 防草に関して新しい手法の導入ということで、第1回の検討会議では、例えばそういうものを導入するときには、場所とか、期間とかといったところをはっきりさせて、

実際に実験をやってみて、その結果をフィードバックするようなことが必要だというふうな御意見をいただいております。なので、従来からカタマススペシャルも実験をやったりとか、目地のところも過去にいろいろな民間の製品を使った実験とかもやってきておりますので、今後も基本的にはそういった取組を進めて、よりよいものを採用していくといったようなことで取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） この防草対策に関しては、北九州市内の業者に関しても、市としてそういう方向性を進めているということで、いろんな開発研究をしている企業、例えばコンクリート会社とか、様々なそういう研究開発が行われていると聞いておりますので、そういった情報を幅広くしっかりと取り入れていただいて、試行的にそういった維持管理の回数とか、コストの面でも、効果があるのであればぜひ採用していただきたいと思っておりますので、要望として終わりたいと思っております。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

なければ、以上で所管事務の調査を終わります。

次に、都市整備局から、第2回皿倉山滑り台あり方検討会議の結果報告について報告を受けます。みどり公園課長。

○みどり公園課長 第2回皿倉山滑り台あり方検討会議の結果報告について説明させていただきます。

まず、1、開催概要は記載のとおりとなっております。

事務局からの説明資料、議事要旨、会議終了後の記者会見要旨につきましては、市のホームページに掲載しております。

2、皿倉山滑り台の今後のあり方についてです。

検討会議における意見について御説明いたします。

まず1つ目、子供、6歳から12歳になりますが、は自由利用です。

その理由としましては、市内の同型の滑り台で子供のけがの報告は皆無でありまして、全国にも323の設置実績があり、確認できたけが事例は過去15年で1件のみでありました。それから、滑り台は子供に運動とリスクを学ばせる遊具として定着しており、子供のけがの発生は、社会制度上、許容できるリスクとして共通理解が確立できております。それから、今回の大人のけがの発生メカニズムは、大人に特有のものであります。それから、大人のけがの発生を根拠に、全国各地で定着してきた子供の自由利用を禁じるのは不合理であるということがございます。

それから、2つ目、夜間は子供も大人も利用禁止としますということで、その理由等といたしましては、暗くて着地点が見えず、動きのイメージや着地の準備に影響があると。それから、滑走面に前の人がいったり、荷物、障害物があっても見えないと。それから、夜景に気を取られ、着地点や滑走面に対する注意が散漫になるということがあります。

3つ目、大人の利用は禁止といたします。

その理由等といたしましては、個々の大人のけが事例を分析した結果、子供とは異なる様々な要因によって、正しい姿勢で滑り、安全に着地することに失敗する可能性があるということが分かりました。それから、注意喚起を強化すれば、大人のけがの発生は抑制できるが、徹底は困難と思われまます。それから、当該滑り台及び市内にある同型の滑り台についても大人の利用は禁止とすべきということがございます。

次、3番、遊具全般に関する体系的な安全管理とリスクマネジメントの構築についてでございます。

今後、皿倉山滑り台のあり方検討会議を行う中で見えてきた懸念を基に、次の項目を中心に、遊具全般に関する安全管理とリスクマネジメントの仕組みについて検討いたします。

具体的には、リスクの予兆情報のスピーディーな収集、それから、予兆情報を統合し、スピーディーなアクションにつなげる仕組み、それから、適時的確な情報公開と注意喚起などがございます。

報告書、議事要旨、会議終了後の記者会見の要旨を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、第2回皿倉山滑り台あり方検討会議の結果報告についての説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 皿倉山のあり方検討会議について質問させていただきます。

今回、結論が出たということで、これは想定以上にマスメディアからも注目されて、市民も関心もありながら、ここまで問題が大きくなったのかと不安になった事案になります。

結論が出たということは、まずは一旦よかったなと思いつつも、まず、ここの意見とともに、今回、子供の推奨年齢のところは自由利用で進めますということで、この意見の中で、もちろん推奨年齢としては問題ないということと、委員の方の意見もあったように、滑り台というものが運動とリスクを学ばせる道具、器械であって、社会制度上、許容できるリスクとして共通理解が確立できているというんですけれども、共通理解が確立できていないからこそ、クレームを出してくる保護者もいるというのが現状にあると思っています。

ですから、ここはまず1つ要望です。年齢によっても、未就学児、対象年齢以外も目の前にお兄ちゃんが遊んでいる遊具があればつい遊びたくなっちゃう、一緒に滑りたくなっちゃうとか、絶対現場では起きてくるんですよ。だから、親と一緒に滑ってあげたりとか、上の子と一緒に滑ってあげたりとか、現場ではいろんなことが起きます。ただ、ここから先は推奨年齢以外が滑ったんだから自己責任になるんだということを、しっかり対象年齢、今も掲示はしっかりされていますけれども、改めてここの啓発は今後、継続していただきたいなど。共通理解が確立されるように、今回の検討会では皆の社会制度上の共通理解であると、遊具だけがするの

は共通理解と言いながらも、されていないケースもありますので、ここはしっかり啓発していただきたいなど。

今回、大人に関しては、利用は禁止ということなんですね。これまで6歳から12歳が推奨年齢であり、大人の利用は対象外ですね。禁止していなかったと説明を今まで受けているからこそ、今回、禁止という結論に至ったと思っています。ここの確認なんですけれども、禁止をどう担保していくかということで、今安全サポーターがいて、時間外とか、それ以外はロープを張ったりとか、使わないように、物理的にも現場でもなるべく流していたと思うんですけれども、今後の管理として、この禁止というのは啓発だけにとどめてもう自己責任にしていくのか、それとも、今後も物理的に何かコーンを置いたり、ロープを張ったり、人が見張ったり、そういったことで禁止ということを保証していくのか、この点はいかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 対象年齢以外の利用に関する禁止をどうやって担保していくかという御質問かと思えますけれども、検討会議の御意見でも、対象年齢の子供に関してはサポーターをつけずに自由に使っていただけるということで御意見をいただいておりますが、大人の利用の禁止に関しては、他都市の事例の中で、例えば入り口にいかにも子供っぽいようなゲートをつくって、そこに対象年齢を明記して、対象年齢以外は使えませんということが一目で分かるような工夫をしている自治体もございました。そういう事例を参考に、例えば入り口のところに同様のゲートを造って、大人は推奨しないということが明確に分かるような仕組みをつくっていきたいと考えております。そのような対応を現在、検討しているところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 今の説明でもう一点確認なんですけど、安全サポーターですね、交代も含め3人体制かと思えます。この安全サポーターを今後ゼロにするということで間違いはないでしょうか。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 検討会議の御意見でも、子供は自由利用ということで、サポーターは不要ではないかということをお願いしておりますので、人を張りつけないということで今検討しております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。この結論を待っておりましたので、すごくいい決断だと思っています。

ただ、対象年齢の方は、人がいない分なるべく目に見える、音声でもアナウンスをして、3人体制ということでかなり慎重な体制であって、掲示板もかなり大きく見える場所に2か所あって、さらにここで例えば子供がくぐるようなゲートとかって言われていたんですけれど、12

歳でも大人近く身長があるお子さんとかもいるんですよね。だから、この点はどう考えていますか。何センチ以下とかというわけでもないんですよね。お願いします。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 今遊具メーカーと相談しながら、公園の遊具を設計するに当たって、標準的な子供の骨格、身体モジュールという言い方をするんですけども、それを参考にいろんな寸法とかを決めているというふうな状況でございます。それらを参考に、具体的に高さをどれぐらいに抑えたらいいとか、幅をどれぐらいにしたらいいとか、その辺の検討を今始めているというところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

すごく体格がいい子もいたり、13歳でももっと小柄な子もいたりとか、年齢だけで必ず縛れるものではないんだと思っています。6歳から12歳と言われても、なかなか物理的なもので管理も難しいと思っておりますので、やはりもうお勧めは、対象年齢は6歳から12歳で、スピードが出やすいんですよとか、どう危ないかとか、例えばスライダープールとかに行っても、スピードが出ることを分かっている滑るんですよね。スピードが出ないと思ってお金出して利用する子はいないから、遊具にスピードが出るものなんだということもしっかり、年齢だけじゃなく、どういったリスク、どういう迫力がある、どういう体験になる遊具なのかってことも説明すると、スピードを望んで、スピードが得意だよ、楽しめるよって子は積極的に滑るでしょうし、逆にスピードが出るのはちょっと怖いなって、ジェットコースターも苦手な子っているわけですよね。そういう子は控えようかとか、だから、想像を超えた体験になってしまうとけがって起きてしまうことがあるので、どういった遊具かということも説明しながら啓発してほしいなと思います。もちろん物理的な検証とかは十分進められていくとは思いますが。

ちなみに、安全サポーターをなくすというのはいつ時点からになりますでしょうか。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 今後、在り方検討会議でいただいた意見を踏まえて、市の方針を、基本的にはいただいた御意見をなぞるような形で進めていきたいと思っています。それで、先ほどゲートのお話をしましたけども、ゲートだったり、あと注意喚起の看板を分かりやすくまた作り直すとか、あと着地点をどうするかとか、その辺も市のほうで速やかに検討して、こういうことをやりますというのを考えたいと思います。その対策が完了し次第、また自由に使っていただけるようにオープンしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

準備が整い次第ということだと理解いたしました。

ただ、もう一点、一応確認なんですけれども、対象年齢以外を禁止ということなんですけれ

ども、それでももし滑ってしまった、けがしたじゃないかという情報が寄せられた場合、これはどのように対応しますでしょうか。

○委員長（森結実子君）みどり公園課長。

○みどり公園課長 今後、そういうけがの情報が寄せられた場合にどう対応していくかということに関しては、現在、市政変革室にセーフティーマネジメント担当のラインをつくったところでございます。その担当のラインと協議しながら、今後、公園遊具に関する、例えば事故とか、けがとかが起きた場合、どう対応していくかということ、リスク管理の仕組みについて、速やかに検討していきたいと考えております。その検討をもって、具体的な対応についてどうしていくかというのを決めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）井上委員。

○委員（井上純子君）ありがとうございます。

新しい部署をつくったから、つくったのはいいですよ、これがどう機能するかっていうところで速やかに連携して検討する、これだけでは何か新しい部署をつくったことによるメリットって何なのかなと、効果って何なのかなと思うんですね。そこが結果として、対象年齢外の方も滑ってけがが起きたときの市の方針が決まってもないのにまたここも検討なんだって言ったら、今後、けがが起きたときにどうするんだって議論がまた始まってしまうんじゃないのかというところは危惧するんです。

ですから、ここは、もう新しい部署をつくっただけですよ。今の話だと、連携、検討だと。その先の話が見えないわけなんです。連携とか検討って、役所的な、内部的な話ですよ。けがをしたときに、第三者に対してどうするの、これが今ないわけなんです。

ですから、もう禁止にした以上、私は保護者として、大人として、じゃあこれが中・高生でも滑りたいと言って、子供が禁止だけど滑った、禁止でも自己責任でもいいから滑るという人は止められないんじゃないかなと思っています。それも分かった上で、親もそこに同行しているのであれば、申し訳ないですが、責任は保護者にあります。最初、委員のこの結論の中に、子供のけがの発生は12歳以上もやはり自己責任ですよ、社会制度上許容できる、私は共通理解であってほしいなと個人的には思っております。禁止でも、利用したときの結果については、もしこれでけがをして、楽しい経験になればそれはそれでいいし、結果としてはみ出しちゃったことによってけがしちゃったってなれば、ここは自己責任になります、それを踏まえて御利用くださいと。ある程度禁止です、禁止とは言いながらも、それ以外はもう自己責任になるということもしっかり明記していただいたほうがいいと私は思っています。結果、セーフティーマネジメント担当に投げるだけでもどういうふうに今後検討されるかも何も見えていない中で、これをまた再開する、ハード上だけの検討だけで、工夫だけではなく、やはりもしけがが今後発生してしまったときの方針ということも定めた上で、ぜひ再開に至ってほしいなと、自己責任ということをご希望して、終わります。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）今回、6歳から12歳を推奨として、大人は禁止するという事なんですけど、この6歳から12歳を推奨している遊具は市内にどれぐらいあるんですか。

○委員長（森結実子君）みどり公園課長。

○みどり公園課長 正確な数字というのは把握できていないんですけども、子供向けの遊具自体は市内に約5,000基ほどございます。3歳からの幼児向けというものも一部はあるんですけども、大半が6歳から12歳のいわゆる児童向けという形になっていると考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）じゃあ、この6歳から12歳を推奨した遊具は市内にたくさんあるということなんですけれども、今回と同じように大人の利用は禁止とかということになるんですか。

○委員長（森結実子君）みどり公園課長。

○みどり公園課長 基本的には、対象年齢以外は推奨しないというスタンスで考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）じゃあ、推奨しないけれども、禁止ということではないということではないんですか。

○委員長（森結実子君）みどり公園課長。

○みどり公園課長 基本的には使っていただかないほうがいいんですけども、ただその一方で無料公園は自由利用という形になっておりますので、先ほど井上委員からもお話があったんですけども、それを確認した上でも使いたいという方が一定数いらっしゃるかと思います。基本的には、市のスタンスとしては、対象年齢以外は利用を御遠慮いただきたいということになるかと思います。以上でございます。

○委員長（森結実子君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）先ほど井上委員からも指摘がありましたし、この検討会の委員の中からもいろいろ指摘があるのが、年齢ということよりも、例えば身長とか、体重とか、そういったところが事故の要因につながっているんじゃないかというような見解があるわけです。やっぱりそうすると、推奨年齢がどうこうというよりも、もっと違うところに要因があったりするんじゃないかなと思うので、何か年齢だけで一くくりにしてやるっていうのはちょっとどうなんだろうと違和感を持っております。

遊具ってやっぱり当然リスクがあって、推奨年齢であっても、何らかの理由でけがをすることかということだって当然あると思うんですよね。それが遊具なので。だから、僕は一番問題だなと思ったのが、今回この事故が起こったときの行政側の初動の対応が問題があったんじゃないかなと思っています。まずは、こういう事故が起こったときに、初動としてどう対応してい

くのかっていうところがきちんと機能しなかったっていうところに問題があると思うんですけども、そこら辺をどういうふうに振り返っているというか、分析されているんでしょうか。

○委員長（森結実子君） 河川公園部長。

○河川公園部長 先ほど井上委員からもありまして、今佐藤委員からも御質問がありましたとおり、セーフティーマネジメントの組織が市政変革室に立ち上がりました。我々はそちらのほうに今回、例えば情報を渡して、どうしましょうとかという話をするわけではなく、今佐藤委員の情報管理の在り方、年末に検討会議を延期したというお知らせもいたしましたけれども、今後、こういった事象があった場合に、どのように情報共有を速やかに上に上げて、どのような状態であれば公開するのか、そういった基準を予兆段階からきちんと把握をして、どのように今後対応していくか、そういったことを検討していくということで今回新しい組織が立ち上がりました。それは我々都市整備局と前回のグリーンパークのすり鉢型の遊具の話もございましたが、そういったところを横断的に、今後、どのようにそういった対応をしていくか、それをきちんとルール化をしていく。今まで市の中で決めたルールに従ってやってきていたわけですけども、やはりいろいろ情報共有の在り方とかが時代とともに変わってきますので、そういったものをアップデートするという意味での新しい組織でございます。それをやっていくということで、今から早急にそういった基準、ルールというのをつくっていきたいと考えております。以上です。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 今後、いろいろ検討して体制を整えていくということですけど、従前の基準とか、マネジメントがあったと思うんです。何ていうんですかね、新しい体制を整えていくってことも言われるんですけども、そもそも今までの基準の中でもうまくやればこんなことにならなかったんじゃないかなと思うのと。

あ のとき、事故が起きて、一回停止をして、ただ、市長が夏休みに子供たちが滑りたいということで、今回のこの検討会議の中での議論のように、なぜこの事故が起こったのかとか、そういったところを検証もすることなく、再開するというような判断をしたってところが、僕はもうそもそもおかしかったと思っていますので、この一連の流れをとにかく反省していただいて、こういうことがないようにやってくださいということを要望して終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 今回の検討会議の報告を見ましたけれども、検討会議の報告としては当たり前の結果にすぎないなと思っています。要するに、これを市として、今回の件を受けて何を反省すべきかというところをしっかりと打ち出す必要があるんだろうと思っています。今回の会議を受けて、何を反省すべきかという議論は市の中でやられているのでしょうか。

○委員長（森結実子君） 河川公園部長。

○河川公園部長 反省というのがちょっとどういうあれなのかと思うんですけども、今回起

きた事象が、滑り台につきましては、全てが大人というか対象年齢外のけがの情報であった、それがいわゆる想定外という部分がありました。ただ、想定外というものを想定外だからというところで終わらせるというのではなく、やはり我々としても少しきちんとした体制づくりも含めて、なるべく想定外というものがいないような形にやっていきたいということで、この検討会議でも、当たり前の結果と今委員はおっしゃいましたけれども、そういったことをきちんと検証する、原因分析をするために、今回様々のヒアリングを行ってきております。結果はもしかしたら当たり前と思われるかもしれませんが、これだけの積み重ねを、検討会議でかなりのヒアリングを時間をかけてやりました。それにつきまして、それを基に出された結果であること、ただ、やはり大人が滑ったことの想定外というのが想定外にならないような方法としてどういった方法があるかというのを、早急に今この結果を受けて、我々も対策の一部を先ほど御紹介しましたが、そういったものを少しきちんと現地でも分かりやすくやっていくように、さらに分かりやすくするようにしていく。先ほど佐藤委員からもございましたけれども、情報管理の在り方というのが、新しい組織をつくれれば良いというわけではないというふうな御意見もございましたが、それにつきましても、やはりきちんと行政の検討課題の一つとして、どのような情報公開、情報共有があるかっていうことを今から検討していくために、この検討会議の御意見もいただきながら、今後、市としてどうやってそういうのをルール化して、きちんとやっていくかというところを目指して、今後に向けて、どういったやり方があるかということをしつかりと検討しているところでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 守られるべきが守られていなかったという結果については、もうこれは当たりの結果なんです。ただ、それに至るに当たって、市が反省すべきというところを私が指摘したのは、じゃあこれは基本のコンセプトの中には、夜景に飛び込むんだ、本来スピードの出るものなんですよっていうことですよ。それを推奨したのは市ですよ。そして、市長も滑ったりしているでしょ。そういう広報の在り方、アピールの仕方がそもそも間違えてたんじゃないのかというところは反省すべきだろうと思うんです。この報告書の中にも、大人が滑っても大丈夫だったという認識だったというところを市が指摘をしていますよね。ここは、指摘をしているとおり、反省すべきはすべきだと私は思うんです。

こういうコンセプトの設定の仕方であるとか、それから、アピールの仕方、じゃあルールに沿っていない、市長が滑ってみるみたいなアピールの仕方ってどうだったのかっていうところ、根本に帰る必要があると思うんですね。この点についてどう考えていますか。

○委員長（森結実子君） 河川公園部長。

○河川公園部長 夜景にダイブというところで何度かこれまでも御指摘がございました。市長の会見のときに、夜景にダイブという言葉を使いましたのは、ブランコの画像にそういった明記はさせていただいております。そもそもこの滑り台につきましては、子供の遊び場が欲し

いというふうな、リニューアル計画を策定したときにそういった御意見を受けて造ったというものです。まず夜景を売りにして造ったものではない、そもそもに立ち返るとそういった子供の遊び場、そういうことでブランコやデッキとかを含めて、絶景の遊び場というコンセプトで造ったものでございます。

ただ、当時はやはりこれだけ多数の大人が滑るということは、その時点では確かに想定はしておりませんでしたけれども、例えば市長が滑ったということも今おっしゃられましたけれども、やっぱり市長が滑ることでそういった遊び場ができたということをしてPRしたいという、例えば保育園の給食とかを、市長と一緒に子供たちと、普通は給食を食べない市長がそういうのを食べると、そういうPRの意味もありまして、我々としては、当時、オープンするときにはそういった対応をさせていただいたというところでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 検討会議の中でルールを守りましょうっていう結論が出たわけだから、じゃあこれはやったこと、アピールが間違ってたんだということは素直に認めるべきだと私は思います。大人が滑っても大丈夫だったということの認識が当初あったんだということは素直に認めて、ここは謝罪すべきだろうと思います。

それから、もう一点聞きたいのは、維持管理の責任と、このセーフティーマネジメントの違いって何ですか。

○委員長（森結実子君） 河川公園部長。

○河川公園部長 維持管理というのは文字どおり維持管理、例えば遊具にかしがらないとか、例えば何か危険なもの、それはもうそこで何かがありましたら本当に市の責任になりますので、そういうものをきちんと適切に維持管理をしていくというような、文字どおりそのものでございます。

セーフティーマネジメントの話ですけれども、先ほど来御説明しておりますけれども、どちらかというと、例えばその予兆を事前にある程度そこで把握したら、その次の段階に何か起きるのではないかとということをきちんとまず考えていく、何かがあったときには速やかな対応、情報共有、対策などにつなげていく、そういったルール化をしていくということで、文字どおり、違うものだというふうな認識でおります。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 維持管理の先には、これ必ずリスクマネジメントがついて回ると思うんですよね。維持管理の責任を他の部署で新たに設けるみたいな話っていうのは、理解に苦しみますよね。これは、私はもう情報共有をしたいんだということの一つの逃げ道をつくっているだけのような気がするんですけれども、リスクマネジメントっていうのは維持管理とは違うんですか。

○委員長（森結実子君） 河川公園部長。

○河川公園部長 他の部署に投げているというようなことにはまず当たりません。

なぜ今回市政変革推進室にそういったものを置いたかといいますと、今回、我々都市整備局の案件だけではございませんで、都市戦略局の指定管理公園にもけがの情報があつた。また、維持管理って、確かに委員がおっしゃるとおり、維持管理は各区役所が行っております。そういったところで、多部局に渡るところもありますので、まず、そういったいろんな情報を集約して、市政変革に当たる、そういった一つのルールの見直しのようなものをしていくというところで、市政変革推進室に今回組織を置いたというもので、我々が例えば責任をそっちに投げるとか、委ねるとか、そういうものではございません。局横断的な事象でありましたので、今回、内部でこのような形に、市政変革推進室というところにラインを新設したというところでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 維持管理責任というのが散らばっていかないように注視していかなければいけないかなと思うんです。

それと、リスクマネジメントからすると、情報共有というのはもう全く別の問題であると思うんですよね。維持管理責任というのが本当に散らばっていくことによって、そこの所在というか、原因というものが薄まっていくようなことにならないように、そこはお願いしておきたいと思います。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） 検討会議の御報告ありがとうございました。

これを見ていて、検討されたことが、私たちのこの委員会でも出てきていた発言とほぼほぼ近いものが出ていたなという感じがしています。

専門家の医師やメーカーとか協会の方がおっしゃることというのは、本当にびっくりするような、ほう、そうなんだということがあつたんですけれども、当たり前という言葉を使つてのいいのかわかりませんが、ほぼほぼ普通でも考えつくよねというようなことの報告であつたと、私はちょっとその辺は残念だなという思いがしています。

そこで、役所の方々もけがした方々へのヒアリングとか、すごく時間をかけて丁寧にしてくださったと思っております、これはすごく判断材料としては大切なものですので、御苦勞をされたことではないかと、その姿勢に本当に私は感謝をしておりますが、この報告書の中で協会の方の御意見がありまして、大人を対象としていないと。実態として大人が滑っているのはモラルの問題と捉えている、すごい言葉が実はここに一部入つていまして、先ほども言つていましたが、まずこれ市長が滑ってしまったんですね。全くモラルに反することをしました。こ

れについては、やはり行政も市長もPRをするときにも様々な視点からきちんと考えた上で市民にアピールをするべきだと私は思っています。そこに反省とか何かそういうものがあるのであればありがたいなと思っておりますが、こういう事故が二度とないように、執行部も市長もモラルに反したことをしたということは大変重要なことであると私は思っています。

私がこの件でも不思議だったのが、これだけけが人が出ているにもかかわらず、まずは公表、また、議会への報告が遅れたのは本当になぜだったんだろうというのと。

この検討会の直前に、グリーンパークのすり鉢状の遊具でも事故があって、実はそれはもう1年近く使用禁止になっていたという事実が発覚して、これは一回延期になっていますけれども、なぜほかの遊具ではけが人が出たらすぐ止めて、それを1年近くも放置をするのに、10人近くの方が骨折などの重傷を負っているにもかかわらず、検証する前に再開をしたのか、これについてお答えください。

○副委員長（中島隆治君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 まず、皿倉山で結果的に職員、9人の方がけがをされたということはありませんけれども、我々は最初にけがが発生したという通報を受けて、台湾人の方だったんですけども、その後速やかに現場を使用停止にするというふうな対応を取っております。

その後、報道等を見られた方だと思うんですけど、五月雨式に次から次に実は私もけがをしましたというふうな構図になっておりますので、この件に関しては我々としては速やかに対応を取ったという認識で考えております。

それから、再開に関しては、先ほどお話しした夏休みも子供さんたちが使いたいという強い要望をいろんな方からいただきましたので、それに応える形で、念のためにサポーターという形で指導する人員を配置した上で、対象年齢の子供に限って再開するという対応を取っておるという状況でございます。

皿倉山とは別に、すり鉢の件も御質問があったかと思うんですけども、すり鉢に関しては、指定管理者が運営している公園でございまして、皿倉山と違うところが、人が常駐をしていて、すぐにいろんな状況が把握できるという体制がありまして、それを踏まえてすぐに判断したという状況かと思えます。以上でございます。

○副委員長（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） いろいろと私は今矛盾を感じながら伺っておりました。

まず、4月の末に職員が骨折をしております。そこで、一旦立ち止まるべきだったと私は思っています。職員が、例えばスピードが出るように滑ったと言っても、骨折をしているわけですから、これは何か原因があるのではないかとそこで止めるのが当たり前の大人の判断だと私は思っています。全く初動としては対策がなっていないと私は思っています。

そして、強い要望があったから、1日6万円もかけて3人も人を雇って運用したのだと思いますが、強い要望というのは何件来りましたか。

○副委員長（中島隆治君）みどり公園課長。

○みどり公園課長 件数に関しては、その件数が多い、少ないというものもあるのかと思いますけども、本当に何というか、心から待ち望んでいたのが使えないのが非常に残念というふうな、そんな気持ちの籠もったというか、意見とかも結構ありましたので、我々が直接的にいただいた以外にもいろんなところから、いや、使えなくなって残念というふうな御意見をちらほら聞いたりして、件数では測れないところがあるかとは考えております。以上でございます。

○副委員長（中島隆治君）森委員。

○委員（森結実子君）大切なところでありますので、今後、このようなことがないことをもちろん祈っておりますが、正確にどれぐらいの要望があったかっていうのは把握をすべきことだと思っています。

私は、実際に町なかに出て活動している中で、小さいお子さんを持つ保護者の方から、そんな怖いものなら乗せられない、本当に安全なのって聞かれたことが何回もありました、10回未満ですけれども。やはりそれは強い要望とか、何件かそういう話があったとかというのは、何件あってとかというのはきちんと把握すべきだと思いますし、例えば報道に大きく出なかったかもしれませんが、すり鉢状の遊具がすごい好きな子がどうしても滑る、あそこで遊びたいって言ったら、じゃあ要因も考えずに再開しましたかって、やっぱりここに6万円もかけて再開しましたかっていう話で、私はこの滑り台とすり鉢状の遊具が全くその温度の違うものとして市として扱われたことに大変驚いています。どちらも市民がけがをしているという点では同じなので、行政の立場としては同じものとしてきちんと対応すべきであって、マネジメントの窓口ができたことで、どのようなけが人が出たらどういう対応をするとか、そういうきちんとした体制、初動の体制、その後の体制が確立できればいいなと思っています。これは要望とさせていただきます。以上です。

○副委員長（中島隆治君）ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。

なければ、以上で報告を終わります。

本日は以上で閉会します。

都市戦略整備委員会	委員長	森	結実子	㊞
	副委員長	中島	隆治	㊞